

## [事案 30-14] 死亡保険金支払請求

・平成 30 年 7 月 26 日 裁定打切り

### <事案の概要>

被保険者が自殺により死亡したため死亡保険金が支払われなかったが、当該自殺は支払免責理由に該当しないことを理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 5 月に配偶者が契約（保険料未払いのため失効後、平成 26 年 11 月に復活）した収入保障保険にもとづき、以下の理由により、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)平成 29 年に被保険者である配偶者が自殺した。
- (2)被保険者は、身体の治療のための薬の副作用によるうつ状態、検査が体に与える負担による精神的な変調により、自制がきかない状態であったため自殺に至ったものであり、免責理由である自殺には該当しない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は責任開始期より 3 年以内に自殺により死亡したため、死亡保険金の支払免責理由に該当する。
- (2)被保険者は、縊死したもので、自殺企図行為としては異常な態様のものではなく、また、縊死による自殺はその準備から実行に至るまで明確な意思が継続しなければ完遂できないことから、被保険者が、自由な意思決定能力を喪失し、または著しく減弱した状態で自殺に及んだとは認められない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、被保険者が死亡に至った経緯を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者が自由な意思決定能力を喪失し、または著しく減弱した結果自殺行為に及んだと判断することは困難と考えられる一方、身体の治療と被保険者の自殺との関連性や投薬による精神変調・うつ状態は否定しきれないとの医師所見があることから、被保険者の自殺が死亡保険金の免責理由に該当するか否かを判断するには、医師や被保険者の周囲の人物からの詳細な事情聴取や専門医の鑑定が必要となるところ、裁定審査会にはこれらの手続きが備わっていないため、この判断は裁判手続によることが相当であるので、裁定手続を打ち切ることとした。